

表4 ばい煙発生施設とその規模

項	ばい煙発生施設の種類	規模（～以上）（1つ満たせば該当）
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力 50 L/h
②	水性ガス又は油ガス発生用ガス発生炉及び加熱炉	原料処理能力 20 t/日 バーナーの燃焼能力 50 L/h
③	金属精錬又は無機化学工業品製造用焙焼炉，焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（14項を除く。）	原料処理能力 1 t/h
④	金属精錬用溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。），転炉及び平炉（14項を除く。）	
⑤	金属精製又は鑄造用溶解炉（こしき炉，14，24，25，26項を除く。）	火格子面積 1 m ² 羽口面断面積 0.5m ²
⑥	金属鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理用加熱炉	バーナーの燃焼能力 50 L/h 変圧器定格容量 200KVA
⑦	石油製品，石油化学製品又はコールタール製品製造用加熱炉	
⑧	石油精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔	炭素燃焼能力 200kg/h
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃焼能力 6 L/h
⑨	窯業製品製造用焼成炉及び溶融炉	
⑩	無機化学工業品又は食料品製造用反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26項を除く。）	火格子面積 1 m ² バーナーの燃焼能力 50 L/h 変圧器定格容量 200KVA
⑪	乾燥炉（14，23項を除く。）	
⑫	製鉄，製鋼又は合金鉄若しくはカーバイド製造用電気炉	変圧器定格容量 1,000KVA
⑬	廃棄物焼却炉	火格子面積 2 m ² 焼却能力 200kg/h
⑭	銅，鉛又は亜鉛精錬用焙焼炉，焼結炉（ペレット焼成炉を含む。），溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。），転炉，溶解炉及び乾燥炉	原料処理能力 0.5t/h 火格子面積 0.5m ² 羽口面断面積 0.2m ² バーナーの燃焼能力 20 L/h
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造用乾燥施設	容量 0.1m ³
16	塩素化エチレン製造用塩素急速冷却施設	原料塩素処理能力 50kg/h
17	塩化第二鉄製造用溶解槽	（塩化水素にあつては塩素換算量）
18	活性炭製造用（塩化亜鉛を使用するものに限る。）反応炉	バーナー燃焼能力 3 L/h
19	化学製品製造用塩素反応施設，塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る，16～18項及び密閉式のものを除く。）	原料塩素処理能力 50kg/h （塩化水素にあつては塩素換算量）
20	アルミニウム製錬用電解炉	電流容量 30KA
21	燐，燐酸，燐酸質肥料又は複合肥料製造用（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）反応施設，濃縮施設，焼成炉及び溶解炉	原料燐鉱石処理能力 80kg/h バーナー燃焼能力 50 L/h 変圧器定格容量 200KVA
22	弗酸製造用凝縮施設，吸収施設及び蒸溜施設（密閉式を除く。）	伝熱面積 10m ² ポンプ動力 1 kW
23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）反応施設，乾燥炉及び焼成炉	原料処理能力 80kg/h 火格子面積 1 m ² バーナー燃焼能力 50 L/h
24	鉛の第二次精錬用（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管，板若しくは線製造用溶解炉	バーナー燃焼能力 10 L/h 変圧器定格容量 40KVA
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	バーナー燃焼能力 4 L/h 変圧器定格容量 20KVA
26	鉛系顔料製造用溶解炉，反射炉，反応炉及び乾燥施設	容量 0.1m ³ バーナーの燃焼能力 4 L/h 変圧器定格容量 20KVA

項	ばい煙発生施設の種類	規模（～以上）（1つ満たせば該当）
27	硝酸製造用吸収施設，漂白施設及び濃縮施設	合成，漂白又は濃縮能力 100kg/h
28	コークス炉	原料処理能力 20 t/日
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力 50 L/h
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力 35 L/h

注1 項番号が丸囲みの施設は，県条例（34頁）に類似施設あり。

2 項番号が角囲みの施設は，下記のダイオキシン類対策特別措置法の大気基準適用施設に類似施設あり。
（ダイオキシン類対策特別措置法を参照）

区分	番号	内 容
大気基準適用施設	1	焼結鉍（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉 原料の処理能力が1t/h以上のもの
	2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。） 変圧器の定格容量が1,000KVA以上のもの
	3	亜鉛の回収（原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。）の用に供する 焙焼炉，焼結炉，溶鉍炉，溶解炉及び乾燥炉 原料の処理能力が0.5t/h以上のもの
	4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（同一事業所内の圧延工程において 生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉，溶解炉及び乾燥炉 溶解炉；容量が1t以上のもの 焙焼炉及び乾燥炉；原料の処理能力が0.5t/h以上のもの
	5	廃棄物焼却炉 火床面積*（炉の床面積）が0.5m ² 以上又は焼却能力*が50kg/h以上のもの （※一つの焼却施設に二以上の焼却炉が設置されている場合にはその合計）

3 重油換算は，重油10 L当りが，液体燃料は10Lに，ガス燃料は16m³に，固体燃料は16kgに，それぞれ相当するものとして取り扱う。

ただし，31，32の施設について，燃料が気体の場合は，次の換算式による。

重油換算量（L/h）＝換算係数×気体燃料の燃焼能力（m³N/h）

換算係数＝気体燃料の発熱量（kJ/m³N）÷重油発熱量（kJ/L）

上式の気体燃料の発熱量は総発熱量（高位）を用いることとし，重油の発熱量は
40,186.08kJ/L（9,600kcal/L）

4 複数のばい煙発生施設が1台の変圧器を共用している場合は，各ばい煙発生施設の電力容量を変圧器の定格容量とする。

5 項番号1；ボイラーのうち伝熱面積10m²未満で燃料の燃焼能力が50 L/h以上の施設（以下「小型ボイラー」という。）について，昭和60年9月9日以前に設置したものは「既設小型ボイラー」という。

6 「SO_x」とは硫黄酸化物，「NO_x」とは窒素酸化物を意味する。

7 その他，ばい煙発生施設の詳細については，「ばい煙発生施設解説集（昭和55年3月環境庁大気保全局）」による。

8 項番号1；ボイラー改正政令により，令和4年10月1日から伝熱面積10m²に係る要件が削除された。